

浦幌町総合振興計画審議会（第1回）

日 時 令和 3年 7月15日（木）
午後6時30分～

場 所 浦幌町中央公民館第1・2研修室

1. 開 会

2. 委嘱状交付

3. 町長あいさつ

4. 議 事

（1）会長及び副会長の選出について（資料1、資料2）

会 長：

副会長：

（2）今後のスケジュール等について（資料3）

（3）専門部会の設置について（資料4）

5. その他

○浦幌町総合振興計画審議会条例

昭和50年 3 月 20 日 条例第12号

(設置の目的)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、町長の附属機関として浦幌町総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ浦幌町総合振興計画の策定、その他実施に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は委員50名以内をもって組織し、その委員は知識経験を有する者のうちから町長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選とする。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表し、その会議の議長となる。

4 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

(審議会の招集)

第6条 審議会は、必要に応じ町長が招集する。

(会議)

第7条 審議会は委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門部会)

第8条 審議会は会議に諮って専門部会を置くことができる。

(報酬)

第9条 委員の報酬については、非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例（昭和31年浦幌町条例第19号）の定めるところによる。

(費用弁償)

第10条 委員が会議等に出席したとき又は公務により旅行したときは、非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例第2条の例により費用弁償を支給する。

(委任規定)

第11条 この条例の施行について必要な事項は規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 浦幌町総合計画審議会条例（昭和45年浦幌町条例第38号）は廃止する。

附 則（平成18年3月15日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年6月14日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月5日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

浦幌町総合振興計画審議会委員一覧

資料2

(委嘱期間：令和3年7月1日～令和6年6月30日)

No.	氏名	性別		地域割					職業	委嘱 新規・継続	備考
		男	女	上浦幌	中浦幌	南浦幌	厚内	市街地			
1	伊場満広	○		○					農業	継続	
2	石田純一	○						○	自営業	新規	
3	大本亜樹子		○					○	自営業	継続	
4	大山真秀	○						○	会社役員	継続	
5	香川祐輔	○		○					農業	継続	
6	川原昭良	○						○	会社役員	継続	
7	北原葉子		○	○					会社役員	継続	
8	熊谷晃明	○						○	自営業	継続	
9	小松輝	○						○	自営業	新規	
10	坂口清栄		○	○					農業	新規	
11	佐藤関子		○					○	NPO	新規	
12	染谷由紀		○					○	会社員	継続	
13	高木翔太	○				○			農業	新規	
14	高橋孝輔	○						○	会社員	新規	
15	竹田一美		○					○	その他	新規	
16	竹村恵美		○	○					農業	継続	
17	塚田健一	○				○			農業	継続	
18	長根むつみ		○				○		その他	継続	
19	西田美代子		○					○	その他	継続	
20	藤本晋	○						○	自営業	継続	
21	堀川恵子		○					○	NPO	新規	
22	円子智	○		○					農業	新規	
23	三村直輝	○						○	自営業	継続	
24	元木一彦	○		○					農業	継続	
25	森本拓哉	○						○	会社員	継続	
26	山岸嘉平	○						○	自営業	継続	
27	山田史弥	○				○			農業	継続	
28	吉田水十華		○			○			農業	新規	
29	渡部栄子		○	○					農業	継続	
30	廣瀬弘	○					○		会社員	新規	委嘱期間が ずれる
計		18	12	4	4	4	2	16			

○浦幌町総合振興計画審議会 今後のスケジュール

資料3

2021年（令和3年）7月1日～2024年（令和6年）6月30日

項目	2021年度					2022年度				2023年度				
	7月15日	8月26日	9月中旬	～	10月中旬	10月下旬	9月中旬	～	10月中旬	10月下旬	9月中旬	～	10月中旬	10月下旬
総合振興 計画審議会	第1回審議会	第2回審議会				第3回審議会				第1回審議会				第1回審議会
	◎委嘱状交付 ◎会長・副会長の互選 ◎今後のスケジュール	◎過疎計画の策定について				◎専門部会での審議内容について、全体報告 ◎計画全体を通しての質疑・意見				◎専門部会での審議内容について、全体報告 ◎計画全体を通しての質疑・意見				◎専門部会での審議内容について、全体報告 ◎計画全体を通しての質疑・意見
専門部会 ・産業・建設 ・福祉 ・総務・教育	第1回部会		第2回部会		第3回部会		第1回部会		第2回部会		第1回部会		第2回部会	
	◎部会長、副部会長の互選		◎第3期まちづくり計画の評価及び前年度事業実績について		◎第4期まちづくり計画次年度事業計画等について		◎第4期まちづくり計画前年度事業実績等について		◎第4期まちづくり計画次年度事業計画等について		◎第4期まちづくり計画前年度事業実績等について		◎第4期まちづくり計画次年度事業計画等について	



浦幌町総合振興計画審議会専門部会

1 産業・建設専門部会（10名）

石 田 純 一	北 原 葉 子	小 松 輝	坂 口 清 栄
染 谷 由 紀	高 木 翔 太	高 橋 孝 輔	森 本 拓 哉
山 田 史 弥	渡 部 栄 子		

2 福祉専門部会（10名）

大 本 亜 樹 子	大 山 真 秀	川 原 昭 良	佐 藤 関 子
竹 田 一 美	竹 村 恵 美	塚 田 健 一	長 根 む つ み
円 子 智	吉 田 水 十 華		

3 総務・教育専門部会（10名）

伊 場 満 広	香 川 祐 輔	熊 谷 晃 明	西 田 美 代 子
藤 本 晋	堀 川 恵 子	三 村 直 輝	元 木 一 彦
山 岸 嘉 平	廣 瀬 弘		

〈浦幌町総合振興計画審議会専門部会の内容〉

〈施策の体系と専門部会・関係課〉

重点プロジェクト	
1	子どもを産み育てたいと思えるまち (町・こども・保・町・教・まち)
2	仕事をつなげたい、つくりたいと思えるまち (産・まち)
3	住み続けたい、関わりたいと思えるまち (施・産・まち)

基本目標	基本施策項目 (主な所管課)	専門部会
1 新しいちからを取り入れ確かな産業を創るまちづくり	①農業の振興 ②林業の振興 ③水産業の振興 ④商工業の振興 ⑤観光の振興 ⑥雇用・勤労者対策の充実 (産)	産業・建設
2 健やかで安心できる支え合いのまちづくり	①子育て支援の充実 ②保健・医療の充実 ③地域福祉の充実 ④高齢者福祉の充実 ⑤障がい者福祉の充実 ⑥交通安全・防犯体制の充実 (町・こども・保)	福祉
3 人と文化を育むまちづくり	①うらほろスタイルの推進 ②幼児・青少年・学校教育の充実 ③地域文化・アイヌ文化の振興 ④生涯学習社会の確立 ⑤生涯スポーツの振興 ⑥男女共同参画・人権尊重・国際交流社会の形成 ⑦町民参画のまちづくりの推進 (総・まち・保・教)	総務・教育
4 豊かな自然環境の保全と快適に暮らせるまちづくり	①環境施策の総合的推進 ②エネルギー自立型社会の形成 ③公園・緑地・墓園の整備 ④道路・交通網の整備 ⑤住宅・市街地の整備 ⑥上下水道の整備 (まち・町・産・施)	産業・建設
	⑦地籍・情報化の推進 ⑧消防・防災・救急体制の充実 (総・消・まち・施)	
5 計画的かつ効率的な行政運営	①自立した自治体行財政運営 ②庁内運営の効率化・合理化の推進 (総・まち)	総務・教育
	③計画的な公共施設等の整備 (全課)	

(総) 総務課・(まち) まちづくり政策課・(町) 町民課・(保) 保健福祉課・(こども) こども子育て支援課・(産) 産業課・(施) 施設課・(教) 教育委員会・(消) 消防署